大山崎町バリアフリー基本構想 [素案]

大山崎町バリアフリー基本構想素案

[目次]

| 第1章 ハリアフリー新法及び基本構想について |
|--|
| 1 .バリアフリー新法の概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 2.大山崎町バリアフリー基本構想について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 |
| 3 .上位関連計画の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 |
| |
| 第2章 バリアフリーに関連する町の概要 |
| |
| 2 . 公共交通機関の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 |
| |
| 第3章 アンケート及びヒアリングによる住民意向の把握 |
| |
| 2 . ヒアリング結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| |
| 第4章 大山崎町バリアフリー基本構想の目標と基本方針(案) |
| |
| 2 .大山崎町バリアフリー基本構想の基本方針(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24 |
| |
| 第5章 重点整備地区(案)及び生活関連施設(案) 生活関連経路(案)の選定 |
| 1.重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路について・・・・・・・・・・・・25 |
| 2 .町における重点整備地区の設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28 |
| 3.重点整備地区の区域設定(案)及びバリアフリー化を図るべき施設及び経路(案) 36 |
| |
| 第6章 重点整備地区(案)における現地点検調査の結果 |
| 1 . 現地点検調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40 |
| 2.生活関連施設における現地点検調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42 |
| 3.生活関連経路における現地点検調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48 |
| |
| 第7章 重点整備地区の概要と基本目標(案) |
| 1. 大山崎重点整備地区の概要・・・・・・・・・・・・・・・ 52 |
| 2.大山崎重点整備地区の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53 |
| 3. 大山崎重点整備地区の目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53 |

| 第8章 重点整備地区で実施する事業の整備方針と整備目標(案) |
|---|
| - 1 . 公共交通のバリアフリー化に関する整備方針と整備目標 · · · · · · · · · · · · · · 54 |
| 2 .建築物等のバリアフリー化に関する基本的な方針と整備目標 ・・・・・・・・・・・・・・ 58 |
| 3 . 道路等のバリアフリー化に関する基本的な方針と整備目標 ・・・・・・・・・・・・・・ 62 |
| 4 . その他のバリアフリー化に関する基本的な方針と整備目標 ・・・・・・・・・・・・・・66 |
| |
| 第9章 総合的なバリアフリー化への取り組みと今後の推進方策(案) |
| 1. 心のバリアフリーの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68 |
| 2. 町全域におけるバリアフリー化への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 3 . 今後の推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71 |

1章

バリアフリー新法及び基本構想について

1 バリアフリー新法の概要

(1)バリアフリー新法施行の背景と目的

我が国では、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展しており、2015年には国民の4人に1人が65歳以上となる本格的な高齢社会を迎えることが予測されています。また、障害者が障がいのない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、すべての人が利用しやすいことを考慮してまちづくりやものづくりを行う「ユニバーサルデザイン」といった考え方が浸透し、障害者が障がいのない人とともに活動し、サービスを受けることのできる社会の形成が求められるようになっています。

このため、高齢者や障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことのできる環境の整備が 急務となっており、平成 12 年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の 円滑化に関する法律(交通バリアフリー法)」が制定され、鉄道やバスをはじめとする公共交 通機関に加え、鉄道駅等の周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路について、公共 交通事業者や都道府県公安委員会、道路管理者である地方公共団体等の関係事業者が各々の取 組みの整合性を図り、交通用施設の総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。

一方、建築物については、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」が制定され、不特定多数の人々が利用する一定規模(2,000 m²)以上の建築物の建築等において利用円滑化基準への適合が義務づけられました。

以上のように、従来は交通バリアフリー法により公共交通機関の駅等を中心とした重点整備地区の交通用施設のバリアフリー化が、またハートビル法により不特定多数の人々が利用する商業施設やホテル、病院、学校等のバリアフリー化が義務付けられていましたが、さらなる高齢化への対応や障害者の社会進出等への対応に向けて社会のバリアフリー化を「点」や「線」から「面」へ広げる必要があるため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合し「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。)が平成18年12月20日に施行されました。

なお、バリアフリー新法では、従来の交通バリアフリー法が対象としていた公共交通機関の 旅客施設や車両、駅前広場、道路、通路、及びハートビル法が対象としていた建築物に加えて、 福祉タクシーや路外駐車場、都市公園についてもバリアフリー化の対象として位置付けられて おり、本町に住み、働き、通い、訪れる人々が等しく移動できるとともに、公共施設、レクリ エーション施設等において利用しやすい環境を創造していくことが求められています。

(2)法律の枠組み

移動等円滑化の促進に関する基本方針

主務大臣は、バリアフリー新法第3条に基づき、移動等円滑化が総合的かつ計画的に推進されるため基本方針を定めます。バリアフリー新法では、この基本方針の中で定められた意義に従って目標が達成されるよう各関係者が協力して事業等を進めていくもので、基本方針には次の4つの事項について定められています。

- 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
- 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- バリアフリー新法において定めることができる基本構想の指針となるべき事項
- 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進 に関する事項(関係者の責務に関する事項)

関係者の責務

国及び施設設置管理者、地方公共団体、国民がそれぞれの責務を果たすことで移動等円滑 化が効果的に実施されることが求められています。

- 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ)【国】
- 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務

施設設置管理者等はそれぞれが設置し管理する一定の要件を満たす施設に対して、新設時には移動等円滑化基準に適合させる義務があり、既存の施設については移動等円滑化基準に適合させる努力義務が定められています。また、施設等のバリアフリー化を図っていくにはハード面の整備のみならず、ソフト面の整備も重要であるとの認識から案内情報の適切な提供や、職員等に対する教育訓練を充実させるよう努めることとされています。

- 施設、車両等の移動等円滑化
- 案内情報の適切な提供
- 職員等関係者に対する適切な教育訓練

重点整備地区における移動等円滑化の重点的かつ一体的な推進

市町村は、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができます。また、住民や事業者等は基本方針に沿った基本構想の素案を提案する制度が設けられており、提案を受けた市町村は基本構想を作成もしくは変更する必要があります。これらによって、基本構想が作成された場合、施設設置管理者等はそれぞれのバリアフリー化に関する事業計画を作成する必要があります。

- 市町村による基本構想の作成
- 住民や事業者等による基本構想の提案制度
- 特定事業等移動円滑化に係る事業の実施

【 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)の基本的枠組み 】

基本方針(主務大臣)

- ・移動等の円滑化の意義及び目的
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の 円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針

等

関係者の責務

- ・関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ)【国】
- ・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務 既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・旅客施設及び車両等
- ・一定の道路(努力義務はすべての道路)
- ・一定の路外駐車場
- ・都市公園の一定の公園施設(園路等)
- ・特別特定建築物(百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が 利用する建築物)

特別特定建築物でない特定建築物(事務所ビル等の多数が利用する建築物)の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務

(地方公共団体が条例により義務化可能)

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の誘導制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案



基本構想(市町村)

- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢 者、障害者等が生活上利用する施設の所在する 一定の地区を重点整備地区として指定
- ・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化 に関する基本的事項を記載 等



協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

7

事業の実施

- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安 委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務(特定事業)
- ・基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務



支援措置

- ・公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

移動等円滑化経路協定

・重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

2 大山崎町バリアフリー基本構想について

(1) 基本構想策定の意義

重点整備地区における移動等円滑化を重点的かつ一体的に推進するためには、町が基本構想の策定段階から、駅、建築物、道路、信号、公園等の施設を設置又は管理するものだけでなく、高齢者や障害者等の関係者と協議を行うことにより、移動等の円滑化が効率よく進められるよう調整を図ります。

重点的かつ一体的な整備のための事業の実施にあたっては、関係する施設設置管理者等と高齢者や障害者等が積極的に協力する必要があります。

財政事情が厳しい中にあって、効果的な事業の推進を図るためには、あらかじめ整備の方針 と計画を定めておくことが重要です。

(2) 大山崎町バリアフリー基本構想の位置づけ

本基本構想は、「バリアフリー新法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基 づき策定するとともに、大山崎町第三次総合計画に示される将来都市像の実現に向けて、「大 山崎町都市計画マスタープラン」等のまちづくりに関連する計画と整合を図っていくほか、 「大山崎町障害者計画」等の福祉に関連する計画等と整合を図っていきます。

- 3 上位関連計画の整理
- (1). 大山崎町第3次総合計画第2期基本計画(大山崎町まちづくりプラン2015) (平成18年5月)

大山崎町の将来像と6つの柱

『天王山・淀川 歴史と文化 うるおいのあるまち おおやまざき』

- 1.多様な主体の参加・協働によるまちづくり コミュニティ活動 まちづくり活動 情報公開と広報、広聴 行財政運営 広域行政
- 2.環境との共生を志向する、快適でうるおいのある生活環境づくり 自然環境の保全と活用 治山・治水 公園・緑地等 アメニティの創出 循環型社会の構築 消費生活
- 3.三世代定住化に向けての体系的な安全な都市・生活基盤づくり 土地利用 市街地整備 道路・交通 < 歩行者・自転車系交通空間の整備としてのバリアフリー化、高齢者等に やさしい交通体系の確保 > 水資源・上水道 下水道 交通安全 消防・救急・防災・危機管理 防犯
- 4.まちの持続可能な発展をささえる、心ある産業づくり 農業 商業・サービス業等 観光・レクリエーション 工業等 就業環境の 整備 公害防止
- 5. 笑顔とふれあいのある健康福祉のまちづくり 健康づくり 保健・医療 高齢社会対策 < 高齢者に配慮したまちづくりの推進 > 地域福祉 < 生活環境の整備 > 児童・母子(父子)福祉 国民健康保険・国民年金
- 6.地域に学び、個性ゆたかな文化を育む生涯学習のまちづくり 生涯学習の推進 学校教育等 社会教育 体育・スポーツ 男女共同参画社会の推進 文化の振興

(2).大山崎町都市計画マスタープラン(平成17年10月)

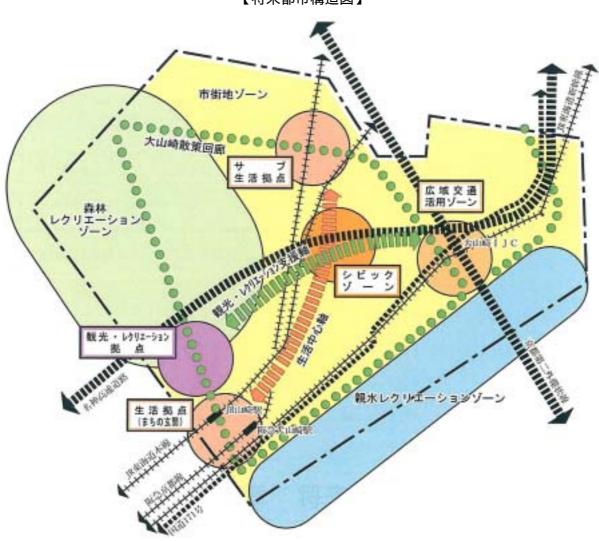
将来都市像

『ゆたかな自然環境と活力を調和する快適居住都市・大山崎町』

まちづくりの目標

- 1.住民すべてが生涯に渡って心豊かに暮らせるまちづくり
- 2.自然と共生し、歴史と調和し、ともに生きるまちづくり
- 3.豊かな住環境と暮らしの利便が共存するまちづくり
- 4.産業と地域交流による活力を創造するまちづくり
- 5.後世に伝える文化を守りながら、新しい文化を育むまちづくり
- 6.まちの活動の「核」を創造しながら骨組みのしっかりしたまちづくり

【将来都市構造図】



将来都市整備方針

市街地の開発及び再開発の方針

- 1.町の核・拠点の形成
 - (1)シビックゾーンの形成
 - (2) J R 山崎駅・阪急大山崎駅周辺の拠点形成
 - (3)大山崎インタージャンクション周辺での拠点整備
 - (4) 阪急新駅実現の際のサブ生活拠点形成

都市施設の整備方針

- 1. 道路交通体系の整備
 - (1) 幹線道路整備に対応した道路交通体系の見直し
 - (2)南北道路の整備
 - (3)快適なみちづくり
 - (4)生活道路の整備
 - (5)歩行者・自転車系の交通ネットワークの形成
 - (6)道路空間のバリアフリー化
- 2.公共交通体系の整備
 - (1)阪急新駅設置
 - (2)駅周辺施設の充実
 - (3)踏切の安全性向上
 - (4)バス交通の機能充実
 - (5)公共交通体系のバリアフリー化

その他公共公益施設の整備方針

1.保健・医療・福祉関連施設の整備

公共施設や情報のバリアフリー化、移動条件の整備など、障害者をはじめとするすべて の人々が暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

(3)大山崎町第4次老人保健福祉計画(平成18年3月)

基本的な目標

- 1.介護予防と健康づくり
- 2.自立
- 3 . 尊厳
- 4.社会参加
- 5.生きがい
- 6.エイジレスライフ
- 7.支えあい
- 8. ノーマライゼーション
 - < 高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができ、その人らしく誇りをもって自立した生活ができる地域社会づくり >

(4)大山崎町障害者計画(平成19年3月)

基本目標

『共につくる福祉のまちをめざして』

| 基本的視点 | 施策の方向 |
|-------------|------------------------------|
| 1.理解と交流の促進 | (1)広報・啓発活動の推進 |
| | (2)福祉教育の推進と交流・ふれあいの場の充実 |
| | (3)ボランティア活動の推進 |
| 2.教育、学習活動 | (1)早期対応の充実 |
| の推進 | (2)障害の重度化・重複化及び多様化に対応した教育の充実 |
| | (3)社会教育の充実 |
| | (4)スポーツ、文化、レクリエーション活動の充実 |
| 3.福祉サービスの充実 | (1)相談支援体制の充実 |
| | (2)障害福祉サービスの充実 |
| | (3)障害の重度化・障害者の高齢化への対応 |
| | (4)生活安定のための施策の充実 |
| | (5)精神障害者の福祉の充実 |
| | (6)権利擁護の推進 |
| 4.保健・医療の充実 | (1)保健・医療の充実 |
| | (2)精神保健施策の推進 |
| 5.生活環境の整備 | (1)福祉のまちづくりの推進 |
| | (2)高度情報化への対応 |
| | (3)防犯・防災対策の推進 |
| 6.雇用・就労の促進 | (1)雇用の促進 |
| 7.計画の推進体制 | (1)国、府、町、民間の役割分担と連携の強化 |
| の整備 | (2)推進基盤の整備 |

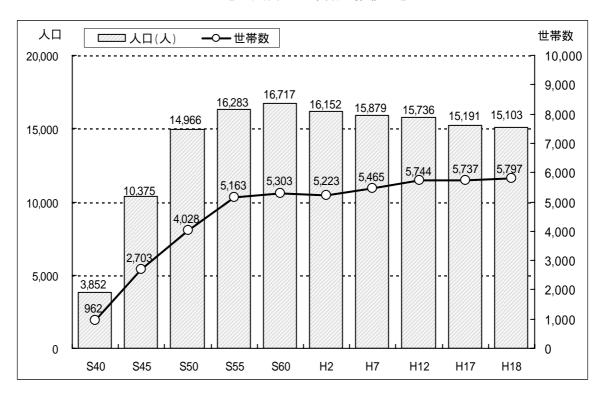
高齢者及び障害者の状況

(1)人口・世帯数の推移

本町の人口は、昭和40年以後増加し続けていましたが、昭和60年の16,717人をピークに 人口の減少が続いており、平成 18 年現在で 15,103 人となっている。

世帯数は、昭和40年から昭和55年にかけて急激に増加しており、昭和55年に5,000世帯 を超えた。その後も、世帯数は緩やかに増加し平成18年に5,797世帯となっている。

【 人口と世帯数の推移 】

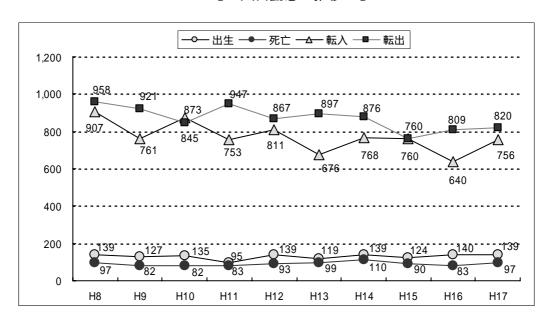


出典:大山崎町統計書(国勢調査及び推計人口)

(2)人口動態

近年の人口動態を見ると、転入と転出による社会動態では、平成8年から平成17年までの間で、平成10年を除いて転出が超過する状態が続いている。また、自然動態では、平成8年から平成17年までの間で、出生数が超過する状態が続いている。これら、自然動態と社会動態からみた本町の人口動態は、出生数による人口増加より、転出による人口減少が超過していることにより、人口が減少していることがうかがえる。

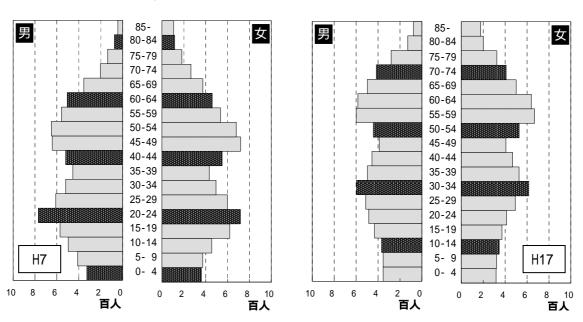
【 人口動態の推移 】



出典:大山崎町統計書

(3)年代別人口の推移

平成7年と平成17年の年代別人口を比較すると、平成7年時点で20-24歳であった世代の人口が大きく減少しています。また、65歳以上の各世代が全体的に増加しており、高齢化の傾向がみられます。



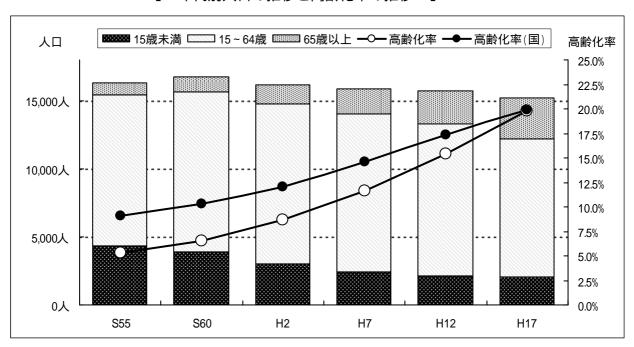
出典:国勢調査

(4) 高齢者及び障害者等の状況

高齢化率

年代別人口では、幼少人口が昭和55年以降、減少し続けているのに対し、高齢者人口は昭和55年以降増加し続けている。また、本町の高齢化率を見ると、昭和55年以降、急激に上昇し続けており、昭和55年時点では、本町の高齢化率が5.3%、国の高齢化率が9.1%と大きな差があったものの、平成17年時点では、本町の高齢化率が19.8%、国の高齢化率が19.9%とほぼ同等となっている。

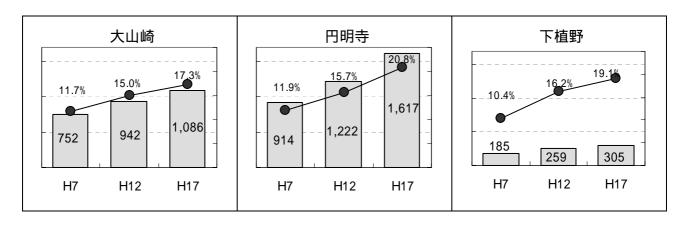
【 年代別人口の推移と高齢化率の推移 】



出典:国勢調査

| | 15 歳未満 | 15~64 歳 | 65 歳以上 | 計 | 比較 |
|-----|--------|---------|--------|--------|----------|
| | | | (高齢化率) | | (国の高齢化率) |
| S55 | 26.7% | 68.0% | 5.3% | 100.0% | 9.1% |
| S60 | 23.4% | 70.0% | 6.6% | 100.0% | 10.3% |
| H2 | 18.5% | 72.8% | 8.7% | 100.0% | 12.1% |
| H7 | 15.2% | 73.1% | 11.7% | 100.0% | 14.6% |
| H12 | 13.7% | 70.9% | 15.4% | 100.0% | 17.4% |
| H17 | 13.6% | 66.6% | 19.8% | 100.0% | 19.9% |

平成7年から平成17年の10年間における、地区別の高齢者人口及び高齢化率の推移をみると、 大山崎、円明寺、下植野の3地区全てにおいて増加し続けている。これらの地区のうち、円明寺 地区が最も高齢者数が多く、高齢化率も高い地区となっており、地区の人口に占める高齢者数の 割合は、平成17年に20.8%となっている。



| 地区 | H7 | H12 | H17 |
|-------|---------|-------|-------|
| 大山崎 | 752 942 | | 1,086 |
| | 11.7% | 15.0% | 17.3% |
| | 100% | 129% | 148% |
| 円 明 寺 | 914 | 1,222 | 1,617 |
| | 11.9% | 15.7% | 20.8% |
| | 100% | 132% | 174% |
| 下 植 野 | 185 | 259 | 305 |
| | 10.4% | 16.2% | 19.1% |
| | 100% | 156% | 184% |

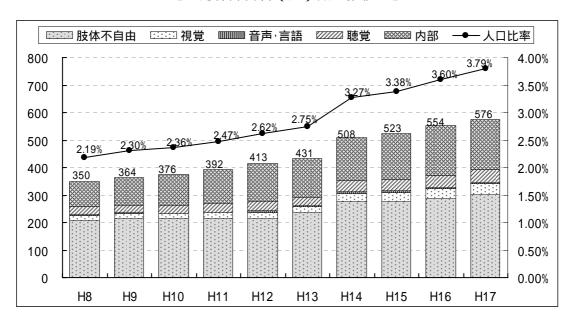
上段:地区における65歳以上人口

中段:地区における65歳以上人口の占める割合下段:平成7年を100とした各年の増加の割合

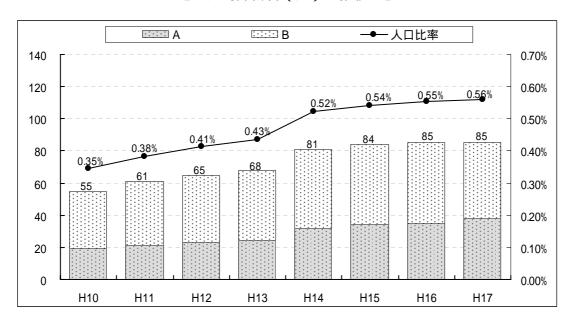
障害者(児)数の推移

身体障害者(児)は、人数及び人口に占める比率とも増加し続けており、平成 17 年に 576 人(人口比率:3.79%)となっています。また、障害の種別ごとの増加傾向をみると、肢体不自由及び内部障害者の増加数が多くなっています。知的障害者(児)は同様に人数及び人口に占める比率とも増加しており、平成 17 年で 85 人(人口比率:0.56%)となっています。精神障害者(児)数は平成 15 年から平成 17 年の間で 32 人から 39 人へと微増しており、人口に占める比率は 0.21% から 0.26% へと増加しています。

【 身体障害者(児)数の推移 】



【 知的障害者(児)の推移 】



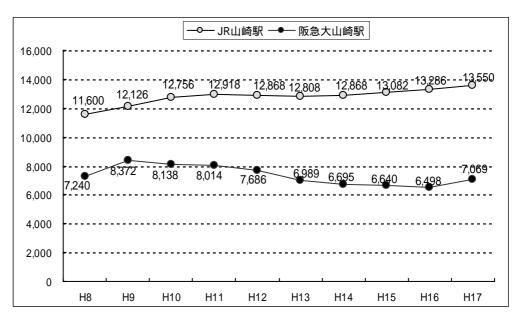
2. 公共交通機関の状況

本町では、JR京都線、阪急京都本線の2本の鉄道が通っており、JR京都線山崎駅、阪急京都本線大山崎駅の計2駅が立地しています。JR京都線の乗降客数は、平成8年以降増加し続けています。一方、阪急京都本線の乗降客数は、平成9年から平成16年まで減少していましたが、平成17年に増加に転じています。

なお、町内の鉄道駅はすべて1日平均利用者数が5,000人以上であり、特定旅客施設として 位置づけられる旅客施設となっています。

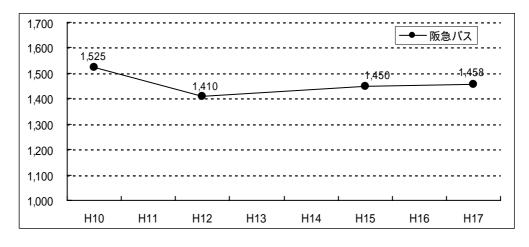
バス路線では、阪急バス及び京阪シティバスが運行しており、阪急バスは 13 停留所が、京阪シティバスでは 5 停留所が立地しています。本町における阪急バスの乗降客数は、平成 10 年に 1 日平均乗降客数が 1,525 人であったものが、平成 17 年で 1,458 人とわずかに減少しています。

【 鉄道の乗降客数の推移 】



出典:大山崎町統計書

【 阪急バスの乗降客数の推移 】



出典:大山崎町統計書

3章 アンケート及びヒアリングによる住民意向の把握

1アンケート調査結果の概要

(1)アンケート調査の概要

道路等の移動や施設の利用に支障が生じると考えられる住民を対象として、町内の施設や、道 路、公共交通についての利用状況や問題点等を把握するため、アンケート調査を行った。

調査方法

| 対象者 | 抽出方法 | 配布・回収方法 |
|--------|-------------------------|---------------|
| 高齢者 | 住民基本台帳から、地区の人口比率に合わ | 郵送による配布と回収 |
| | せ、65 歳以上の住民 470 人を無作為抽出 | |
| 身体障害者 | リストより無作為抽出 | 郵送による配布と回収 |
| 知的障害者 | 対象者全員に配布 | 郵送による配布と回収 |
| 精神障害者 | 対象者全員に配布 | 郵送による配布と回収 |
| 妊産婦子育て | 町事業実施会場配布 | 手渡しによる直接配布と、配 |
| | | 布場所の直接回収と郵送回収 |

配布回収日

配布日: < 高齢者、障害者 > 平成 19 年 10 月 15 日 回収期日: 平成 19 年 10 月 23 日

< 妊産婦子育で親 > 平成 19 年 10 月 11、15 日 回収期日: 平成 19 年 10 月 23 日

回収結果

| | 対象者数 | 配布票 | 配布率(%) | 回収票 | 回収率(%) |
|--------|------|-----|--------|-----|--------|
| 高齢者 | 3378 | 470 | 13.9 | 315 | 66.5 |
| 身体障害者 | 643 | 264 | 41.1 | 148 | 56.5 |
| 知的障害者 | 73 | 73 | 100.0 | 31 | 42.5 |
| 精神障害者 | 46 | 43 | 93.5 | 16 | 37.2 |
| 妊産婦子育て | - | 86 | - | 52 | 60.5 |
| 合計 | - | 936 | - | 562 | 60.0 |

アンケート設問の概略

| アンテート | | | | | | |
|--------------|-------------------------|--------|-------------|--|--|--|
| 回答者自身に | バリアフリーへの関心の有無 | 鉄道駅につい | 最もよく利用する鉄道駅 | | | |
| ついて | 年齢及び性別 | て | 駅への交通手段 | | | |
| | お住まいの地区 | | 駅利用の際の問題点 | | | |
| | 障害の状況(部位、手帳の種別) | 道路について | よく歩く道路 | | | |
| 利用する歩行補助具の種類 | | | よく歩く道路での問題点 | | | |
| | 運転免許証の有無 外出時の付き添いの有無と理由 | | バスの利用状況 | | | |
| | | | バスの利用目的 | | | |
| | 通勤の有無と理由 | | バス利用の際に困ること | | | |
| 生活関連施設 | よく利用する生活関連施設 | | | | | |
| について | 生活関連施設への交通手段 | | | | | |
| | 利用しにくい施設の問題点 | | | | | |

(2)回答結果の概要

回答者自身について

| 設 問 | 結果の概要 | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|
| バリアフリー | アンケートの回答者の対象を問わず、非常に関心が高い。 | | | | |
| への関心 | . 子育て親が最も関心が高い(93.2%) | | | | |
| 回答者の | ・高齢者、身体障害者、妊産婦では回答者の住まいの比率は概ね地区別 | | | | |
| 住 ま い | 人口比率と同様 | | | | |
| | · 知的障害者、精神障害者は全数調査のため、回答者の地区ごとの比率 | | | | |
| | には偏りがある。 | | | | |
| 障害の状況 | - 身体障害者の所持する障害手帳の等級割合は、1 級から 4 級で 83.8% | | | | |
| | ・障害の部位では、下肢の障害が最も高い。(53.8%) | | | | |
| | - 内部機能障害が2番目に高い。(27.3%) | | | | |
| 步行補助具等 | ・杖の利用率が最も高い (高齢者 67.9%、身体障害者 68.8%) | | | | |
| | ·身体障害者では車いすの利用率も高い(32.3%) | | | | |
| | · 妊産婦、子育て親では、「ベビーカーを常に利用」と、「利用すること | | | | |
| | が多い」で約 65%。 | | | | |
| 運転免許 | - 高齢者、身体障害者では所持率が約 40% | | | | |
| | · 知的障害者では運転免許の所持者はいない。 | | | | |
| | ・妊産婦子育て親では所持率が 95%以上 | | | | |
| 付き添いの有無 | ・知的障害者での付き添いを必要とする率が最も高い(61.3%) | | | | |
| | . 高齢者が最も低い(11.1%) | | | | |
| 付添いの理由 | · 高齢者、身体障害者では「歩行が困難」、「電車の乗降が困難」等の身 | | | | |
| | 体的な理由に対する回答率が高い。 | | | | |
| | 知的障害者、精神障害者では「目的地までの道順がわからない」、「行 | | | | |
| | き先を人に尋ねるのが困難」の情報面での回答率が高い | | | | |
| 通勤、通学、通 | - 高齢者、身体障害者では通勤者は 15%以下 | | | | |
| 所 の 有 無 | ・知的障害者では通学、通所をしている人が74.2% | | | | |
| | - 精神障害者では 56.3% | | | | |

生活関連施設について

設への交通手段

- よく利用する施一・高齢者、知的障害者、精神障害者、妊産婦子育て親では、自家用車に よる利用比率よりも徒歩による利用率が高い。
 - ・公共交通による利用率は低く、高齢者の22.5%が最も高い。

よく利用する | . 交通手段、回答対象者を問わず、近隣の生活施設の利用率が高い。 生活関連施設 [徒歩による施設利用の順位]

| | 高齢者 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 妊産婦 |
|---|-----------|----------|----------|----------|----------|
| | (N=201) | (N=65) | (N=21) | (N=11) | (N=37) |
| 1 | 郵便局 | 郵便局 | スーパー | コンビニ | スーパー |
| 位 | 55.7% | 60.0% | 66.7% | 72.7% | 67.6% |
| 2 | 近所の医院 | スーパー | 近所の医院 | 山崎駅 | コンビニ |
| 位 | 55.2% | 47.7% | 42.9% | 45.5% | 54.1% |
| 3 | スーパー | 近所の医院 | 駅、郵便局 | 郵便局 | 郵便局 |
| 位 | 50.2% | 41.5% | 33.3% | 45.5% | 51.4% |

順位は同率の場合は一方を一位繰り下げ

- ·徒歩による利用では、近隣生活施設の利用率が高い。
- ・町民全体が利用する可能性のある広域的施設としては、役場、駅、中 央公民館の利用率が高い。

[地区別による施設利用の順位](高齢者)

| | 大山崎(N=91) | 円明寺(N=154) | 下植野(N=24) |
|---|-----------|------------|-----------|
| 1 | 阪急大山崎 | 近所の医院 | 近所の医院 |
| 位 | 72.5% | 50.6% | 50.0% |
| 2 | J R 山崎駅 | 郵便局 | コンビニ |
| 位 | 62.6% | 48.7% | 41.7% |
| 3 | 郵便局 | スーパー | 郵便局 |
| 位 | 48.4% | 46.8% | 29.2% |

·大山崎地区では、阪急大山崎駅、JR山崎駅の利用率が高い。

[地区別による町施設利用の順位](高齢者)

| | 大山崎(N=91) | 円明寺(N=154) | 下植野(N=24) |
|---|-----------|------------|-----------|
| 1 | 役場 | 役場 | 役場 |
| 位 | 42.9% | 28.6% | 12.5% |
| 2 | 中央公民館 | 地区集会所 | - |
| 位 | 28.6% | 26.0% | - |
| 3 | ふるさとセンター | 中央公民館 | - |
| 位 | 22.0% | 16.2% | - |

- は回答者少数のため非掲載
- · いずれの地区においても役場の利用率が最も高い。
- ・円明寺地区では、中央公民館の利用率(16.2%)よりも、地区の集会 所の利用率(26.0%)が高い。

問題のある施設

- ・施設に問題があると答えた人は、高齢者が21.6%で最も低い。
- ·身体障害者が31.1%、子育て親が54.5%と最も高い。

[問題がある施設の順位]

| | 高齢者 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 子育て親 |
|---|----------|----------|---------|---------|----------|
| | (N=68) | (N=46) | (N=7) | (N=6) | (N=24) |
| 1 | 阪急大山崎 | JR 山崎 | 阪急大山崎 | 阪急大山崎 | 阪急大山崎 |
| 位 | 48.5% | 32.6% | 85.7% | 50.0% | 62.5% |
| 2 | JR 山崎 | 阪急大山崎 | JR 山崎 | JR 山崎 | JR 山崎 |
| 位 | 45.6% | 28.3% | 57.1% | 33.3% | 58.3% |
| 3 | 役場 | 役場 | - | 役場 | スーパー |
| 位 | 25.0% | 28.3% | - | 33.3% | 25.0% |

・よく利用する施設は近隣生活施設が高かったが、問題があるとされた施設は、1位、2位が駅、3位で役場となる。

[地区別による問題のある施設の順位](高齢者)

| | 大山崎(N=29) | 円明寺 (N=37) | 下植野(N=1) |
|---|-----------|--------------|----------|
| 1 | 阪急大山崎 | 役場、中央公民館 | - |
| 位 | 47.8% | 32.4% | - |
| 2 | JR 山崎 | JR 山崎、阪急大山崎 | - |
| 位 | 44.8% | 29.7% | - |
| 3 | 役場 | 地区集会所 | - |
| 位 | 25.4% | 13.5% | - |

- は回答者少数のため非掲載
- ・地区別では、大山崎地区では駅が問題である施設の1位、2位
- ・円明寺地区では、役場、中央公民館が1位、駅が2位
- ・円明寺地区では、地区集会所が高齢者の集計が3位で、身体障害者の集計は2位

駅について

| よく利用 | ・最もよく利用する駅は、高齢者、身体障害者とも阪急長岡天神駅または長 | | | |
|---------|--|-----------------------------|------------|--------------|
| する駅 | 岡京駅 | | | |
| 駅別の | 「駅別の交通手段の順位] (高齢者) | | | |
| 交通手段 | [刷別の交通子段の順位] (高暦 4) 阪急大山崎 (N=118) | | | |
| | 1 | 徒歩 | | バス |
| | · 位 | 54.2% | 33.3% | 77.4% |
| | 2 | 自転車 | バス | 自転車 |
| | 位 | 17.8% | 27.3% | 8.3% |
| | 3 | バス | 自転車 | バイク |
| | 位 | 11.0% | 18.2% | 5.3% |
| FO DI O | | | | 3.370 |
| 駅別の | ・阪急大山崎駅、JR山崎駅へは徒歩が最も高い。 | | | |
| 交通手段 | ・長岡天神方面では、バスの利用が最も高い。 | | | |
| | ・身体障害者では、阪急大山崎への交通手段で、徒歩が1位(47.5%) タク | | | |
| 町七利田士 | シーが 2 位 (17.5%) となっている。 | | | |
| 駅を利用す | [駅別の困難な点の順位](高齢者) | | | |
| る際に困る | | 阪急大山崎(N=105) | | 長岡天神等(N=103) |
| こ と | 1 | 階段上下移動が困難 | 階段上下移動が困難 | 駐車場少ない |
| | 位 | 31.1% | 45.7% | 14.6% |
| | 2 | 駐車場が少ない | トイレ使いにくい | 階段上下移動が困難 |
| | 位 | 11.4% | 25.9% | 12.6% |
| | 3 | ベンチ少ない | 駐車場が少ない | ベンチ少ない |
| | 位 | 9.5% | 22.2% | 10.7% |
| | ・阪急大山崎駅、JR 山崎駅では「階段の上下移動」が最も多い。 | | | |
| | ・阪急大山崎駅、JR 山崎駅でも「駐車場が少ない」が2位、3位 | | | |
| | · 阪急 | 大山崎駅、JR 山崎駅で | も「駐車場が少ない」 | が 2 位、 3 位 |
| | | 大山崎駅、JR 山崎駅で 崎駅では「トイレが使 | | が2位、3位 |
| | · JR Ц | | いにくい」が2位 | |

道路について

する道路

よ く 利 用 [よく利用する道路の順位]

| | 高齢者 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 子育て親 |
|---|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| | (N=315) | (N=148) | (N=31) | (N=20) | (N=44) |
| 1 | | | | | |
| 位 | 31.4% | 20.3% | 35.5% | 35.0% | 56.8% |
| 2 | | | | | |
| 位 | 26.7% | 19.6% | 29.0% | 30.0% | 29.5% |
| 3 | | | ` ` | ` ` | ` |
| 位 | 19.4% | 16.2% | 16.1% | 20.0% | 22.7% |



- よく利用 :全体として、、 の西国街道の利用が多い。
- する道路 | ・身体障害者を除いて、 大山崎町の役場前道路の利用者が1位。

道路を利用 | ・、の道路で指摘が多く、「段差やデコボコ」や「歩道幅員が狭い」との する際に困 指摘が多い。

- る こ と · では、「段差やデコボコで通行できない」が最も多い(高齢者 69.2%)
 - ・ では、「歩道幅員が狭くすれ違いができない」が最も多い(身体障害者 66.7%)
 - · では、高齢者は「車の乗り入れ部で起伏が多い」が1位(41.7%)
 - ・身体障害者は「歩道幅員が狭くすれ違いができない」が最も多い(身体障 害者 60.0%)

バスの利用状況について

| バスの利用 | ・バスを利用している人では、阪急バスの割合が大きい。 |
|-------|--|
| 状 況 | ・高齢者では約 58%の人が阪急バスを利用。 |
| | |
| バスの利用 | · いずれの対象者においても、駅への利用が1位 |
| 目 的 | · 身体障害者や精神障害者では「通院」が、高齢者と知的障害者では「買い |
| | 物」が2位。 |
| バスの利用 | ・いずれの対象者においても、「バスを待つ間に雨にぬれる」の回答率が高い。 |
| で困難な点 | ・身体障害者では、「段差が大きく乗降が困難」が最も大きい(34.5%) |
| | ・いずれの対象者においても「便数が少なく利用できない」の回答率も比較 |
| | 的高い。(18.2~42.9%) |

2.ヒアリング調査の概要

事前に行ったアンケート結果を踏まえ、高齢者及び障害者等の公共交通機関の利用状況や、施設の利用状況、道路の問題点等のアンケート結果からは得られにくいより詳細なバリアの 状況等について聞き取り調査を行いました。

| 実施日時 | 平成 19 年 11 月 14 日 (水) 10:00~15:00 |
|---------|-----------------------------------|
| | 平成 19 年 11 月 15 日(木)10:00~14:00 |
| 実 施 場 所 | 大山崎町役場 |
| 参加団体等 | 大山崎町長寿会連合会(9名) |
| | 大山崎町身体障害者協会 (7名) |
| | 大山崎町知的障害者育成会(5名) |
| | 子育てサークル「どんぐり」(4名) |

ヒアリング調査の意見概要

| ことのの意思を表現している。 | | | | | |
|----------------|--|--|--|--|--|
| 建築物・ | • トイレに関する意見が多く見られ、洋式化への要望が多くなっています。ま | | | | |
| 設備の問題 | た、知的障害者ではトイレの設備を統一的なものとしわかりやすい設備の | | | | |
| | 整備が望まれています。 | | | | |
| | ・ 役場においては、エレベーターや多機能トイレ等の一定のバリアフリー化が | | | | |
| | なされていますが、スロープの手すりが片側である等、高齢者、障害者に | | | | |
| | とって利用しにくい設備もあることが指摘されています。 | | | | |
| | ・ 車いす専用駐車場は車いす利用者のみが利用できる施設であるため、肢体不 | | | | |
| | 自由などにより歩行困難な人にも利用可能な身体障害者駐車施設の整備が | | | | |
| | 望まれています。 | | | | |
| 道路・歩道の | • 西国街道における歩道幅員の確保や段差や勾配の緩和等についての意見が | | | | |
| 問題点 | 多く安心して歩ける歩道の整備が強く望まれています。 | | | | |
| | • しかし、歩道の拡幅が困難な状況であることは住民にも認識されており、早 | | | | |
| | 期には歩道の平坦性の確保や電柱の移設、別ルートの確保等現実的な解決 | | | | |
| | も望まれています。 | | | | |
| | ・ 歩道が狭い道路であるにもかかわらず、近年、通過交通が増加しており、安 | | | | |
| | 全性の確保が強く望まれています。 | | | | |
| 公共交通の | ・ 阪急大山崎駅では階段の利用が非常に大変であると指摘されており、エレベ | | | | |
| 問題点 | ーターの設置が特に強く望まれています。 | | | | |
| | • 阪急大山崎駅と JR 山崎駅のアクセス手段としてバスの便数が少なく利用し | | | | |
| | づらいため、西国街道を通る路線の増便が望まれています。 | | | | |
| | | | | | |

4章

大山崎町バリアフリー基本構想の目標と基本方針

1.大山崎町バリアフリー基本構想の目標

本町は、天王山や淀川といった豊かな自然環境に恵まれたまちであると同時に、西国街道が町の中心を貫く歴史環境の豊かなまちでもあります。大山崎町第三次総合計画においても、まちの将来像は、『天王山・淀川 歴史と文化 うるおいのあるまち おおやまざき』としており、自然環境と歴史環境を大切にしたまちづくりを目指すとともに、この実現方策として6つの柱を施策大綱としています。このうち、「笑顔とふれあいのある健康福祉のまちづくり」においては、高齢者や障害者をはじめとするあらゆる人々が、住み慣れた地域で安全安心に暮らせる生活環境の整備を進めると定められています。

また、大山崎町都市計画マスタープランにおいては、『ゆたかな自然環境と活力の調和する 快適居住都市・大山崎町』を将来都市像としており、まちづくりの目標のひとつには、「住民 すべてが生涯に渡って心豊かに暮らせるまちづくり」を目指すこととしています。

これらの上位計画における将来像をふまえ、大山崎町バリアフリー基本構想では、おおやまざきの自然や歴史、文化を尊重しながら、町民が生涯に渡って心豊かに暮らせるまちづくりを実現することが望まれます。そのため、高齢者や障害者等を含め、あらゆる人が日常生活や社会生活を円滑に行えるまちづくりが必要となり、大山崎に関わるすべての人々が、互いのことを理解しあい助けあえるまちであることが求められることから、次の目標を定めます。

「みんながいきいきと暮らし続けることができる やさしいまち おおやまざき」 ~安全安心で快適なバリアフリー整備とこころのバリアフリーの実現から~

高齢者、障害者をはじめ、あらゆる人が、教育、学習活動への参加や、スポーツ、文化、レクリエーション活動への参加などを通じて、いきいきと心豊かに暮らせるまちづくりを実現していくことが重要です。そのためには、安心・安全に暮らせる生活環境の整備はもちろんのこと、あらゆる人が利用しやすい生活環境を整備していくことが重要となります。また、いきいきと暮らせるためには、ハード面における整備だけで実現できるものではなく、参加と交流を通じて実現する、心のバリアフリーが必要不可欠です。さらに、これらの実現は、一過性の取り組みによるものではなく、継続的な取り組みによって持続させることが、暮らしに根付いたバリアフリーのまちづくりへとつながっていきます。

2. 大山崎町バリアフリー基本構想の基本方針

大山崎町バリアフリー基本構想の目標を達成するために、上位関連計画や移動等円滑化の促進に関する基本方針のほか、住民意向調査等をふまえながら、次の6つの基本方針を定めます。

あらゆる人を対象としたバリアフリー化

バリアフリー新法では、高齢者及び障害者だけでなく、妊産婦、けが人、子ども等、日常生活及び社会生活を行っていくうえで、道路や公共交通機関の利用における移動面や建築物、公園といった施設を利用する際に制約を受ける人を対象としていることから、本町においても、多様な人の利用を考慮しながら、ハード面及びソフト面におけるバリアフリー化を推進していきます。

重点整備地区における総合的かつ一体的な取組み

高齢者と障害者が増加し続けているなか、バリアフリー整備を早急に推進していくことは喫緊の課題であり、総合的かつ一体的に取り組み、重点的にバリアフリーを推進する地区(重点整備地区)を設けます。

安心・安全かつ快適な施設の整備

施設や設備の整備にあたっては、あらゆる人が安全かつ安心に利用できるようバリアフリー新法に基づく各基準やガイドライン等に沿った整備を実施していくこととし、さらに、 快適に利用できるようユニバーサルデザインの考え方も取り込みながら施設等の整備を実施します。

心のバリアフリーの推進

あらゆる人が安心して外出でき、快適に過ごせるまちであるためには、建築物や道路といったハード面における整備だけではなく、ソフト面としての「心のバリアフリー」の実現が不可欠です。みんなが気持ちよくいきいき暮らすことができるよう、参加と交流による実現を目指すほか、バリアフリーに関する広報・啓発活動等の推進により心のバリアフリー化を推進します。

多様な参加者による整備

あらゆる人を対象としたバリアフリーでは、それぞれのニーズが異なることが多く、整備主体の一存で整備を行うと、十分な整備が実現されないことが考えられます。そのため、バリアフリーに関する計画や整備の実現にあたっては、高齢者や障害者、妊産婦等の多様な参加者が協働で取組んでいく必要があります。また、町民、施設設置管理者、行政が一体となって連携して取組むことにより、効率的な整備を実現します。

段階的かつ継続的な取り組み

バリアフリーの実現は、町全域に必要なことです。多様な参加者が一体となって、段階的にバリアフリー化を実現していくとともに、継続的な実施により、時代の変化にも対応しながらよりよいバリアフリー化に取組んでいきます。